（都道府県がん情報の提供）

**第二十条**　法第二十条の厚生労働省令で定める生存確認情報は、法第五条第一項第九号に規定する生存確認情報とする。

2　法第二十条の厚生労働省令で定める当該病院等に係る法第五条第二項に規定する附属情報は、同項に規定する附属情報とする。

（報告の徴収及び指示）

**第二十一条**　都道府県知事は、必要があると認めたときは、法第二十四条第一項の規定により当該都道府県知事から権限及び事務の委任を受けた者に対して、必要な報告を求めることができる。

2　都道府県知事は、法第二十四条第一項の規定により委任した権限の行使又は事務の実施が適切でないと認めたときは、当該委任を受けた者に対して必要な指示をすることができる。

（全国がん登録情報の保有の期間の例外）

**第二十二条**　がん登録等の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第九条第一項及び第十条第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該全国がん登録情報を五年以上分析する必要がある場合とする。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、法の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

**第二条**　令附則第二条第四項の申請をしようとするがんに係る調査研究を行う者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所

二　当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間

三　当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数

四　法第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが令附則第二条第三項第一号又は同項第二号イ若しくはロのいずれに該当するかの別及びその理由

五　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2　前項に掲げる申請書には、当該申請を行うがんに係る調査研究の実施に係る計画を添付しなければならない。